

## 【別 紙】

### 認定所得金額の算定方法・収入基準額

花巻市奨学生として採用される者は、以下のⅡ-1～3により算出される同一世帯員の認定所得金額が、収入基準額以下でなければならない。

$$\text{収入基準額} \geq \text{認定所得金額} = \text{所得金額} - \text{特別控除額}$$

(注1) 同一世帯員とは、同居・別居を問わず本人と生計を一にする家族で、次の各号を含む。

① 同一の住居に居住している家族は、原則として同一世帯員とする。

② 次の場合は、同一の住居に居住していくなくても同一世帯員とする。

ア 主として家計を支えている者が、単身赴任等で別居しているとき。

イ 家族が就学又は病気療養等のため一時別居しているとき。

※ 別居独立している兄弟姉妹・祖父母等は同一世帯員としては取り扱わない。

#### I 収入基準額

収入基準額は、下記「収入基準額表」の世帯人員(申込者本人を含む)に対応する額とする。

【収入基準額表】

区分	収入基準額	
	高等学校等	大学等
世帯人員	1人	129万円
	2人	206万円
	3人	238万円
	4人	257万円
	5人	276万円
	6人	293万円
	7人	307万円

(注) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに次の額を世帯人員7人の収入基準額に加算する。

- ① 高等学校等 14万円  
② 大学等 18万円

#### II 認定所得金額

##### 1. 認定所得金額の算定方法

下記「2」の所得金額から、下記「3」の特別控除額を控除した金額(万円未満切り捨て)を認定所得金額とする。算定した認定所得金額が、収入基準額以内であれば、申請基準を満たしていることになる。

##### 2. 所得金額の算定方法

###### ◎所得金額とは

同一世帯員の1年間の収入金額から必要経費を控除した金額をいう。

所得の種類に応じて、以下の方法で算定する。

###### (1) 給与所得の場合

収入金額	所得金額
329万円以下	0円
330万円以上400万円以下	収入金額 × 0.8 - 263万円
401万円以上878万円以下	収入金額 × 0.7 - 223万円
879万円以上	収入金額 - 486万円

(注1) 次の①～⑦は、給与所得として取り扱う。

- ①俸給・給与・賞与、②賃金、③役員報酬、④歳費、⑤専従者給与、⑥年金、  
⑦疾病手当

(注2) 収入金額及び所得金額は、万円未満を切り捨てる。

(注3) 給与所得者が2人以上いる場合、この計算は各人別に行う。

(注4) 同一人が2か所以上から収入があり、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算した後、万円未満を切り捨てて所得金額を算出する。

(注5) 同一人が2か所以上から収入があり、給与所得と給与以外の所得の場合は、給与所得については上記計算式により、給与以外の所得の場合は、下記(2)により算出する。

###### (2) 給与所得以外の場合

確定申告書に記載された所得額を所得金額とする。

### 3. 特別控除額の算定方法

#### ◎特別控除とは

前記「2」で求めた所得金額から控除することを認められた金額をいう。

特別控除額は、下記「特別控除額表」による。

【特別控除額表】

区分	特別の事情	特別控除額				必要な書類		
A 世帯を対象とする控除	(1) 母子・父子家庭	49万円						
	(2) 就学者のいる世帯 【児童・生徒・学生 1人につき】	小学校	9万円					
		中学校	17万円					
	高等学校 高等専門学校 大学 専修学校	自宅通学		自宅外通学				
		国公立	19万円	41万円				
			私立	33万円	54万円			
		国公立 (第1学年～第3学年)	28万円	50万円				
			私立	54万円	76万円			
		国公立 (第4学年、第5学年及び専攻科)	40万円	62万円				
			私立	66万円	88万円			
		国公立 (短期大学を含む)	67万円	116万円				
			私立	111万円	159万円			
		国公立 高等課程	7万円	18万円				
			私立	29万円	39万円			
			国公立 専門課程	25万円	71万円			
		私立	79万円	123万円				
	(3) 障がいのある人のいる世帯	障がいのある人1人につき				障害者手帳(写し)又は療育手帳(写し)		
	(4) 長期に療養を要する人のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている金額。ただし、診療代、治療代、医薬品代に限る。(食費等は対象外)				領収書等		
	(5) 主として家計を支えている者が別居している世帯	別居のために特別に支出している住居費及び光熱水費。ただし71万円を限度とする				住居費、光熱水費が確認できるもの		
	(6) 火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材あるいは、生活費を得るために基本的な生産手段(田・畠・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額				火災証明書(写し)		
B 本人を対象とする控除		上記「(2)就学者のいる世帯」の特別控除額を準用						

### 4. 所得に関する証明書等(再掲)

同一世帯員のうち、保護者(父母等)及び所得がある者は、次に示す所得区分に応じて必要な証明書等を添付する。

区分	必要な証明書等
1. 給与所得がある場合	源泉徴収票(写し)
2. 事業所得等がある場合	確定申告書(写し)又は市民税・県民税申告書(写し)
3. 年金所得等がある場合	①公的年金等の源泉徴収票(写し) ②年金額改定通知書(写し) ③振込通知書(写し)
4. 失業中で雇用保険を受給している場合	雇用保険受給資格者証(写し)
5. 収入がない場合	不要

### 5. 認定所得金額計算書

別紙「認定所得金額計算書」を参照。

### 6. その他

この算定方法は、日本学生支援機構業務方法書(平成22年8月20日文部科学大臣変更認可)を参照して平成25年度に策定したものであり、今後においては同機構の動向や社会情勢を注視し、必要に応じ本算定方法について見直しを図っていくこととする。